

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により，大規模小売店舗の変更の届出がありましたので，法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告するとともに，その届出を縦覧に供します。

なお，この公告に関し，大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は，法第8条第2項に基づき，この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成29年11月1日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長 飯盛 徹夫

東京都中央区八重洲1丁目2番1号

2 届出の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモールKYOTO

京都市南区西九条北ノ内町12番地，18番地

京都市南区西九条鳥居口町1番地，2番地，4番地1，4番地2

京都市南区西九条院町25番地，26番地，26番地2

（2）変更事項

変更事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社光洋 代表取締役 平田 炎 大阪市西区北堀江4丁目4番8号 ほか58件	株式会社光洋 代表取締役 平田 炎 大阪市西区北堀江3丁目12番23号 ほか52件

（3）変更年月日

平成29年6月23日

3 届出年月日

平成29年10月12日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成29年11月1日(水)から平成30年3月1日(木)まで(京都市の休日
を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成30年3月1日(木)

(産業観光局商工部商業振興課)